

令和5年(行ウ)第7号 「山口県護国神社公務参拝」損害賠償請求事件

原告 小畑太作外7名

被告 山口県知事村岡嗣政

証拠意見書 2

令和6年12月16日

山口地方裁判所 御中

被告訴訟代理人

弁護士 中山修



同復代理人

弁護士 今崎光智



同復代理人

弁護士 横澤秀明



原告らの令和6年12月11日付証拠申出書に対し、次のとおり、被告の意見を述べる。

第1 意見の趣旨

原告らが申し出た証人ら(村岡嗣政知事、津田勉宮司、及び稲正樹・元教授)について、いずれも尋問を行う必要はない。

第2 理由

1 本件の主たる争点は、山口県知事が令和4年4月29日に行った、山口県護

国神社への参拝に係る、旅費の支出命令等の財務会計上の行為の適法性である。

そして、原告は、その原因行為である参拝自体の違憲性・違法性を主張している。これに対し被告は、原因行為は、そもそも旅費の支出命令等の適法性に影響を与えない、と主張している（詳細は、被告第2準備書面10、11頁参照）。当然、被告は、原告らの主張に対して、多くの最判を援用して反論している。

原告が尋問を申し出た証人らは、この争点とほとんど関係しない。

2 村岡知事について

(1) 原告らは、村岡知事が本件参拝を行った経緯や意図等、山口県知事が慰霊大祭に公務として出席した期間のほか、奉納清書展の表彰式に出席しなかった理由を尋問事項に挙げている。

(2) 村岡知事は、県議会において、本件参拝の経緯や目的について、戦没者及び遺族への弔意、哀悼の意を表するためだと、明確に答弁している（甲19号証の2）。また、村岡知事は、乙17号証で、被告らに対し個別に、本件参拝の経緯や目的を回答している。これらの証拠が、既に裁判に提出されており、改めて知事を尋問するまでもない。

また、慰霊大祭の出席期間は被告第3準備書面14頁で、奉納清書展の表彰式に出席しなかった理由は被告第6準備書面5頁で、それぞれ主張した。そもそもこれらの事実は、原告らの主張の柱である政教分離違反に関連がないか、ほとんど関連しない。また、原告は、この点を、特に争っておらず、知事を尋問するまでもない。

3 宮司について

(1) 原告は、山口県護国神社の歴史、戦没者追悼における位置付け、及び山口県遺族連盟との関係、山口県知事を慰霊大祭に招待する意図や目的、慰霊大

祭における玉串拝礼の意義、来賓の人数・肩書、及び挨拶者の人選を尋問事項に挙げている。

- (2) 被告第4準備書面2頁のとおり、憲法において禁止されている宗教的活動に当たるか否かは、国や地方公共団体が行う行為（本件では知事らの行為）がその目的、効果にかんがみていかなる意味を有するか等によって判断される。行事の主催者側である山口県護国神社にとっての本来的意義がいかなるものであるかを究明することによって決せられるわけではない（最判解平成14年度558頁及び判例タイムズ1330号82頁の解説文参照。）。

そのため、山口県知事を慰霊大祭に招待する意図を尋問する必要はない。

- (3) その他の事実についても、宮司についての尋問事項は、争点との関連性が乏しい。

4 稲・元教授について

被告は既に、必要性がないことを、令和6年10月1日付証拠意見書で整理して主張した。

繰り返すと、稲・元教授の意見書（甲18号証）は、政教分離や本件への当てはめについて、法的見解を述べるものであるから、法的評価に参考するにしても、尋問する必要はない。そして、当然のことながら、稲・元教授は本件参拝を目撃しているわけでもないから、事実関係を聞く必要もない。

以上